

# ベトナムのデジタル関連規制の改正動向

(2022年1月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ホーチミン事務所

ビジネス展開・人材支援部

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ホーチミン事務所が西村あさひ法律事務所  
に作成委託し、2021年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正など  
によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるもの  
ですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。ま  
た、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するもので  
はなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に  
基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め  
ください。

ジェトロおよび西村あさひ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、  
間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、そ  
れが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわ  
らず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび西村あさひ法律事務所が  
係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ホーチミン事務所

E-mail： [VHO@jetro.go.jp](mailto:VHO@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail： [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

1	概説 .....	1
2	包括的個人情報保護政令案について .....	2
	(1) 概要 .....	2
	(2) 政令案の内容.....	2
3	越境広告規制の強化（政令 70/2021/ND-CP）について .....	3
	(1) 概要 .....	3
	(2) 適用対象の明確化及び拡大.....	4
	(3) 関係者の義務の追加.....	4
	(4) 所轄官庁の統一 .....	5
	(5) 納税義務.....	5
4	インターネットサービスに関する政令案について .....	6
	(1) 概要 .....	6
	(2) 国境を越えた情報提供サービスに課される義務の厳格化 .....	6
	(3) SNS に適用されるルールの詳細化.....	7
	(4) オンラインゲームサービス規制の変更 .....	8
	(5) データセンターサービスに関する新たなルールの導入.....	9
5	越境電子商取引に関する政令案（政令 No.52/2013/ND-CP 号の改正案）について ..	10
	(1) 概要 .....	10
	(2) Foreign Website Owners に対する規制 .....	11
	(3) ベトナム国内に設立され、拠点を持つ外国投資企業に対する規制.....	11
	(4) Foreign Sellers に対する規制.....	12
	(5) 電子商取引分野に外国人投資家が投資する際の規制の強化.....	12
6	その他新しいデジタル技術に関する規制状況.....	13
	(1) 暗号資産.....	13
	(2) Fintech Sandbox.....	14
7	総括 .....	15

## 1 概説

[2025年のデジタル・ガバメントの実現目指し戦略を策定（ベトナム） | ビジネス短信 - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#) にご紹介のとおり、ベトナム政府は2021年6月15日、首相決定942/QD-TTgを出し、2030年を視野に入れた2021年～2025年のデジタル・ガバメントに向けた電子政府の発展戦略を承認した。同決定では技術の面で、QRコード、人工知能（AI）、ブロックチェーンなど、ベトナムに優位性があり、大きな変革をもたらす可能性がある技術を選択し、その研究を推し進めるとされており、COVID-19感染拡大状況に伴う、デジタル技術の発展、普及、当該技術を利用したビジネスの拡大をさらに加速させる政府の方針がうかがえる。他方で、デジタル技術の急速な発展、普及とビジネスの拡大により、既存の法規制では対応しきれない場面も増えてきている。また、デジタル技術の発展には、地理的な制約を緩和する側面もあるため、国外から製品やサービスが提供されることも増えており、かかる製品・サービスの提供にどのように規制をかけていくか、という点も論点となっている。

このような背景を踏まえ、ベトナムでは現在、急速にデジタル関連規制の改正作業が進められている。特に、個人情報保護、越境広告、越境インターネットサービス提供、越境電子商取引及びフィンテック等に関する規制は、日本からベトナムに製品やサービスを提供している日本企業にとっても注意すべき規制となっている。

本報告書では、それらに関する規制の改正動向を中心に概説する。なお、本報告書における記載は、特段の記載のない限り2021年12月時点の情報に基づく。

## 2 包括的個人情報保護政令案について

### (1) 概要

現在、ベトナムでは包括的な個人情報保護法は存在しておらず、業界ごとの個別法令<sup>1</sup>にて個人情報に関する規制がなされている。そのような中で、[個人情報保護の政令草案に意見を募集、越境移転などを厳しく規制（ベトナム） | ビジネス短信 - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)にも記載のとおり、ベトナムでは、2019年12月に、ベトナム初めての包括的な個人情報保護法令となる個人情報保護に関する政令案の概要が公表され、2021年2月9日には、当該政令案の概要をより詳細にした政令案が公安省（Ministry of Public Security）からパブリックコメント募集のために公表された。当該政令案公表の時点では、2021年12月1日から施行されるとの発表であったが、2021年12月中旬の時点において、施行されたとの報道はない。パブリックコメントを踏まえた更新版の政令案の準備が進んでいるものと推測されるが、更新版も公表されていない。

### (2) 政令案の内容

政令案の概要は、上記短信でも紹介しているが、個人情報の処理に本人の同意等を必要とし、一定のセンシティブ個人情報については、さらに厳格な規制を適用し、個人情報の国外移転規制を設けていた。また、アクセス権、訂正権、削除権等の本人の権利を認め、データ保護責任者の選任、個人情報保管期間、安全管理義務等に関する規定を定める等、EUのGDPR（一般データ保護規則）の影響を受けていることがうかがえるものであった。

---

<sup>1</sup> 個人情報保護に関係する主な法令としては、以下の5つが挙げられる。

- ① ベトナムにおいてサイバー情報保護に直接従事又は関与する個人及び団体に適用されるサイバーセキュリティ情報法（No.86/2015/QH13）
- ② ベトナムにおいて情報技術の利用・開発に従事する個人及び団体に適用される情報技術法（No.67/2006/QH11）
- ③ ベトナムにおいて、商品・サービスを販売・提供する組織・個人（営利を目的とする市場において、商品の製造から販売又はサービスの提供までの投資行為の一つ、複数又は全てを行う組織・個人）及び消費者権利保護活動に関する機関・組織・個人に適用される消費者権利保護法（No.59/2010/QH12）
- ④ ベトナムの領土内で、電子商取引活動（商業的な宣伝や商品又はサービスの販売を提供するウェブサイトを開設すること等）に従事する個人及び団体に適用される政令52号（No.52/2013/ND-CP）
- ⑤ ベトナムにおいて電気通信ネットワークやインターネット上のサービス及びサイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外企業（施行規則によって限定される可能性あり）に適用されるサイバーセキュリティ法（No.24/2018/QH14）

他方で、EU の GDPR（一般データ保護規則）とは異なる実務上問題となり得る規定も数多く含まれていた。例えば、適用対象は「ベトナムで事業を行っている国内外の全ての事業者等に適用される」と規定されるのみで、域外適用の対象を具体的に定める規定は存在しなかった。また、国外移転のために原データのベトナム国内保存や当局からの書面による事前承認が必要とされる、センシティブ個人情報の処理のために当局への事前登録が必要とされる等、GDPR と比べてかなり当局の関与が強い内容となっていた。

最終的な規制の内容は最終的な政令が施行されるのを待つ必要があるが、上記政令案の内容のままでは、事実上、順守が不可能な規定も含まれていることから、日系企業を含めたベトナムに関連する事業者に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。特に原データのベトナム国内保存義務や当局からの事前承認取得義務・当局への事前登録義務は仮に導入された場合はベトナムにおけるデータ利活用に大きな悪影響を及ぼし得るため、パブリックコメントにて国内外から多数の修正要望コメントが提出されたと思われる。

上記政令案にはこのように問題が大きい規制が含まれていたにも拘わらず、上記政令案及びその後公表された罰則に関する詳細を定める政令案では、一定の重要な義務に違反した場合、最大 1 億 VND（約 45 万円の罰金、ベトナム国内の売上の最大 5% の罰金等の重い罰則が科され得る旨も規定されているため、最終的な政令の内容がどのようなものとなるかを踏まえ、対応を十分に検討する必要がある。

### 3 越境広告規制の強化（政令 70/2021/ND-CP）について

#### (1) 概要

ベトナムではこれまで広告法（法 No.16/2012/QH13 及びこれを修正する法 No.35/2018/QH14）及びその細則である政令 No.181/2013/ND-CP（以下「旧広告政令」という。）が広告の規制として存在しており、海外から提供されるいわゆる越境広告についても同規制の下に置かれていた。しかし、旧広告政令の規定では、規制の適用対象となる越境広告の範囲や関係者の義務が必ずしも明確にされていない等、曖昧な点が残されていたため、越境広告に対する規制の執行は必ずしも積極的には行われていなかったようである。そのような状況の中、2021 年 9 月 15 日付で、越境広告に対する規制の執行を強化することを企図していると考えられる、旧広告政令の一部を修正する政令 No.70/2021/ND-CP（以下「政令 70 号」という。）が施行された。

主な変更点につき、以下解説する。

## (2) 適用対象の明確化及び拡大

旧広告政令では、規制の適用対象となる「越境広告サービスを提供するウェブサイト」を、外国の組織又は個人が、ベトナム国外に設置されたサーバーから、ベトナムのユーザーに広告情報を提供し、ベトナムで売上を得ているウェブサイトと定義していた（旧広告政令 13.1 条）。また、規制の対象者は、ベトナムで越境広告サービスを提供しているウェブサイトの所有者たる外国の組織又は個人（以下「越境広告事業者」という。）等とされていた（旧広告政令 13 条）。

他方、政令 70 号では、越境広告サービスを提供するウェブサイトをより詳細に定義している。具体的には、外国の組織又は個人が、ベトナム国外に設置されたサーバーから、ベトナムのユーザーに広告情報を提供するウェブサイトを使用して、ベトナムで売上を得ることを「越境広告サービス」と定義し直し（政令 70 号 13 条 1 項）、越境広告サービスを提供する「ウェブサイト」の範囲を、インターネットユーザーに対して情報の保管、提供、使用、検索、交換、音声や映像の共有、オンラインフォーラム、及びチャットサービスを提供することを目的とする、記号、数字、文字、映像、音声その他の情報形態をとった、一つ又は複数の電子情報ページから構成される情報システムと詳細に規定した。

また、規制の対象者には、越境広告事業者等に加え、ベトナム国内や海外の広告主、広告発行者等も追加された。

## (3) 関係者の義務の追加

### ア 法律に違反する広告への越境広告事業者の対応義務

政令 70 号において、越境広告事業者には、情報通信省（Ministry of Information and Communications）等のベトナム当局から、当該事業者がウェブサイトに掲載している越境広告について、法令に違反するとの指摘があった場合、当該広告に係る組織又は個人の情報を提供しなければならないとの義務が新たに追加された（政令 70 号 13 条 4 項 c）。また、義務の追加だけでなく、越境広告事業者は、情報通信省からの要請を受けてから 24 時間以内に、法令に違反するコンテンツの是正、削除をする必要があり、正当な理由なく当該対応がとられない場合、情報通信省は当該広告の禁止措置をとることが可能とする規定も追加されている（政令 70 号 14 条 2 項）。

### イ 越境広告事業者の登録義務

政令 70 号において、越境広告事業者は、新たに、営業を開始する 15 日前までに、情報通信省傘下の Authority of Broadcasting and Electronic Information に対して、営業開始の事前通知及び広告事業に用いるメインサーバーの設置場所などの情報を提供することが義務付けられることとなった（政令 70 号 13 条 4 項）。

具体的な通知事項は、以下のとおりである。

- ① 越境広告事業者の名称、商号、広告サービス提供活動を登録している本社住所、サービス提供のために使用する主なサーバーシステム及び、もし存在する場合にはベトナムにおけるサーバーシステム設置先
- ② ベトナムにおける代表組織又は個人名、メールアドレス、電話番号等の連絡先情報

#### ウ 広告主、広告発行者の義務

上記のとおり、政令 70 号においては、広告主<sup>2</sup>及び広告発行者<sup>3</sup>の義務が新たに追加され、広告主及び広告発行者は、越境広告事業者と広告契約を締結する際、越境広告事業者に対して、①ベトナムの法律に違反する内容の広告を掲載しないように要請するとともに、②広告主及び広告発行者において、ベトナム国内において法律に違反する内容の広告を、監理又は削除することができるような技術的措置をとるよう、要請しなければならないとされている（政令 70 号 13 条 5 項）。ただし、政令 70 号では、同義務に違反した場合の制裁は規定されていない。

#### (4) 所轄官庁の統一

旧広告政令では、情報通信省はオンライン広告を管理することとなっていたが、広告の実施前に直接通知を受ける機関は文化・スポーツ・観光省（Ministry of Culture, Sports and Tourism）であり、越境広告の規制対応に一貫性がなかった。これに対して、政令 70 号では、情報通信省が越境広告活動を管理する唯一かつ直接の責任を負う当局であることが具体的に規定された。

#### (5) 納税義務

越境広告事業者の納税義務に関する規定は、旧広告政令から存在していたが、前述のとおり定義が曖昧であったこともあり、必ずしも積極的な執行が行われている状況ではなかったようである。政令 70 号では、上記のとおり定義がより詳細に規定されていることから、当局による執行が強化される可能性がある点には注意が必要である。

---

<sup>2</sup> 自己の製品、商品及びサービス、又は自身を広告することを求める組織又は個人（広告法（No.16/2012/QH13） 2.5 条）。

<sup>3</sup> 報道機関、出版社、ウェブサイトの所有者、スポーツイベントや文化プログラムの主催者、その他広告手段を使用する組織や個人を含む、公衆に広告を提示するためにその管理下で広告手段（広告法 17 条）を使用する組織又は個人（広告法 2.7 条）。越境広告事業者が、広告手段を保有し、又は管理制御する権利を有している場合には、広告発行者としての立場も併せ持つこととなる。

## 4 インターネットサービスに関する政令案について

### (1) 概要

情報通信省は、2021年7月、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令 72/2013/ND-CP（以下「政令 72 号」という。）を修正・補足する政令案の第 2 版を、パブリックコメント募集のために公表した。さらに、第 2 版へのパブリックコメントの結果を踏まえた第 3 版（以下「政令案第 3 版」という。）が、2021 年 11 月に作成、公表されている。政令案第 3 版には、政令 72 号と比較して、ベトナムの消費者をターゲットにしたオンラインサービスに大きな影響を与える可能性のある、新しくかつ詳細な規制が数多く盛り込まれている。以下、主に留意すべき点<sup>4</sup>を紹介する。

### (2) 国境を越えた情報提供サービスに課される義務の厳格化

政令 72 号は、ベトナム国外からの情報提供サービス提供者（以下「オフショアサービスプロバイダー」という。）<sup>5</sup>のうち一定の要件を満たす者について、当局への報告等の規制を課しているところ、政令案第 3 版は、当該規制の適用対象を拡大するとともに、内容を厳格化している。

適用対象については、政令 72 号で適用対象とされるオフショアサービスプロバイダーの範囲が提供サービスのベトナムにおけるユニークビジター数（定期的に当該サイトにアクセスする人数。）を基準に画定されること、政令案第 3 版では、ユニークビジター数の閾値を政令 72 号の 100 万アクセス/月から 10 万アクセス/月に大幅に減少させている。このため、規制対象となるオフショアサービスプロバイダーの範囲は拡大することとなる。

オフショアサービスプロバイダーへの規制の内容は、以下のとおり厳格化されている<sup>6</sup>。

- ① 情報通信省は、オフショアサービスプロバイダーに対し、届け出たアカウントファンページ、コンテンツチャンネルに限り、ライブ配信や電子商取引機能を除く収益機能の利用を許可する。それ以外のサービスにおけるライブ配信、収益機能の利用は禁止される。

---

<sup>4</sup> 以下で取り上げた点以外にも、児童向けのコンテンツ規制等、政令 72 号からの変更点はあるものの、本報告書では、日本企業への影響が大きいと思われる改正内容に絞って記載する。

<sup>5</sup> 「ベトナム国外からの情報提供サービス提供」とは、ベトナム国外の団体又は個人が、ベトナムに所在するユーザーに対して、その所有又は管理下にある電子情報サイト、ソーシャルネットワーク、オンラインアプリケーション、検索サービス及びその他同等のオンラインフォームを使用して、一定のサービスへのアクセス又はサービス利用に関する情報を提供することを意味する。

<sup>6</sup> 政令案の第 2 版ではサイバーセキュリティ法第 26.3 条に基づき、データローカライゼーション措置を実施し、ベトナム国内に拠点（支店又は駐在員事務所。）を設置する義務が定められていたが、政令案第 3 版では、同義務は削除されている。

- ② ベトナムのユーザー及び当局からの要求に対応する担当部署を設置しなければならない。ただし、ベトナム国内に設置することまでは求められていない。
- ③ ベトナムのユーザーからの苦情や当局の要請を受けてから 48 時間以内に、当該苦情等に対応しなければならない。ライブ配信に関する当局からの要請については、当該要請を受けてから 3 時間以内に対応しなければならない。
- ④ 当局の要請を受けてから 24 時間以内に、違法コンテンツを定期的（月に 5 回以上又は 90 日間で 10 回以上。）に提供しているソーシャルネットワーキングサービス（SNS）のアカウント、ファンページ、グループ、コンテンツチャンネルを一時的に（場合によって 7 日から 30 日間。）凍結しなければならない。
- ⑤ 年に一度、また臨時に、提供したサービス内容を情報通信省に報告すること。報告の際は、提供したサービス内容の詳細<sup>7</sup>を法定の書式に記載する必要がある。

また、政令第 3 版は、上記の義務のほか、オフショアサービスプロバイダーの行為やオフショアサービスプロバイダーが取得する情報について、当局の行政処分の対象となる範囲を拡大している（例えば、歴史を歪める情報、公衆を混乱させる又は経済的な損失を生じさせることを目的とした虚偽の情報、売春や人身売買に関わる情報、知的財産権を侵害する情報、その他個人や組織の正当な利益を侵害する情報等が当局の処分の対象となる旨が明記されている。）。

上記のようなオフショアサービスプロバイダーに対する規制の強化は、法令違反行為に対する取締りを目的としていると考えられる<sup>8</sup>。

### (3) SNS に適用されるルールの詳細化

政令第 3 版は、政令 72 号に規定されている SNS に適用される規制について、サービスの規模に応じて規制の内容を詳細化している。すなわち、政令第 3 版では、SNS は 1 か月あたりのユニークビジター数<sup>9</sup>が 1 万人以上のもの及び 1 万人未満のものに分類され、それぞれに異なる規制が適用される。

ユニークビジター数が 1 万人以上の SNS を提供する国内のサービスプロバイダーは、情報通信省から、SNS の提供に関するライセンスを取得する必要がある。サービスプロバイ

---

<sup>7</sup> 例えば、ベトナム国内のユーザーのアカウント数及び 1 か月あたりのユニークビジター数、ベトナム国内における売上、ユーザーの苦情リスト、ユーザーの違反行為数及び当該違反行為にオフショアサービスプロバイダーがどのように対処したか、オフショアサービスプロバイダーのベトナムにおける代表者の情報等。

<sup>8</sup> 本政令第 2 版では、オフショアサービスプロバイダーによる又はその提供するサービスを利用して行われるサイバーセキュリティ法に違反する行為や知的財産権の侵害行為があった場合に、当局により、必要な措置が取られる旨の規定が置かれていたが、政令第 3 版では、サイバーセキュリティ法、知的財産法に限定されず、法令一般への違反が対象となっている。

<sup>9</sup> ベトナムからのユニークビジター数に限られず、全世界からのユニークビジター数を含む。

ダーは、ライセンスを取得することで、SNS はライブ配信や収益を得るためのサービスを提供できる。

一方、ユニークビジター数が 1 万人未満の場合、国内のサービスプロバイダーは、ライセンスの取得までは不要であり、情報通信省に届出を行い、その確認書を取得することで足りる。ただし、届出だけではライブ配信や収益を得るためのサービスを提供することはできず、ライブ配信や収益を得るためのサービスを提供する場合は上記ライセンスを取得する必要がある。

これらの規定はベトナム国内のサービスプロバイダーに適用されるものであり、ベトナムの顧客に越境で SNS サービスを提供するオフショアサービスプロバイダーについては、適用されない。もっとも、当該オフショアサービスプロバイダーには、上記(2)の各義務が適用され、ライブ配信や収益を得るためのサービスを提供する場合には、情報通信省にアカウント、ファンページ及びコンテンツチャンネルを届け出る必要がある。

また、政令第 3 版は、上記で述べたユニークビジター数に応じたサービスプロバイダーの義務とは別途、SNS において①フォロワー数が 1 万人を超えるアカウント、②フォロワーが 10 万人を超えるファンページ及びコンテンツチャンネル、並びに③何らかの形で収益を上げているアカウント、ファンページ及びコンテンツチャンネルに対して、当該アカウント、ファンページ、及びコンテンツチャンネルの保持者がベトナムに所在する場合には、その連絡先を情報通信省に届け出る義務を課している。当該義務はオフショアサービスプロバイダーが提供する SNS のアカウント等にも適用が想定されている。

#### (4) オンラインゲームサービス規制の変更

##### ア ライセンス取得に必要な手続の削減

政令第 3 版は、現在の政令 72 号に規定されているオンラインゲームサービスに適用される規制について、内容を一部緩和している。すなわち、現在の政令 72 号では、ベトナム国内外のオンラインゲームサービスプロバイダーは、ベトナムでオンラインゲームサービスを提供するために、ベトナムで拠点を設立しライセンスを取得することが求められている。具体的には、オンラインゲームサービスのプロバイダーは、ゲームの分類<sup>10</sup>に応じて、以下について取得又は行う必要がある。

- ① ライセンス (G1) 又は登録 (G2、G3、G4)
- ② ゲームの脚本・コンテンツの承認 (G1) 又はゲームサービス提供の通知 (G2、G3、G4)

政令第 3 版では、これらの手続が簡素化され、オンラインゲームサービスのプロバイダーは、ゲームをリリースするための①ライセンス (G1) 又は登録 (G2、G3、G4) を申

<sup>10</sup> G1、G2、G3、G4 の 4 つに分類され、G1 のゲームのみ、複数のプレーヤー間での共同作業の要素を含むため、規制が厳しくなっている。

請するだけで良く、②脚本・コンテンツの承認、ゲームサービス提供の通知までは不要とされている。他方で、G1 ライセンスのライセンス期間は現状の最長 10 年から短縮され、最長 5 年とされている。

## イ オンラインゲームカード<sup>11</sup>発行に対する規制の新設

政令案第 3 版では、オンラインゲームカードに対する規制が新設された。主な規制内容は以下のとおりである。

- ① オンラインゲームカードは、ライセンスされたオンラインゲームの課金目的のためにのみ使用することができ、ライセンスされていないゲームへの課金その他の目的のために使用することを禁止する。
- ② オンラインゲームのサービスプロバイダーは、自社のシステム内で使用できるオンラインゲームカードを物理的に発行する場合、その発行に関して内部規約を定めなければならない。他方、オンラインゲームカードを物理的には発行しない場合には、オンラインゲームカードの発行、払戻し、取引等の手続、リスク管理、使用範囲等を記載した資料<sup>12</sup>を作成しなければならない。
- ③ 情報通信省に対して、オンラインゲームカードの発行数量、額面、販売による収益を定期的に報告しなければならない。
- ④ オンラインゲームのサービスプロバイダーは、オンラインゲームカードの発行を中止する 15 日前までに、情報通信庁に対して、オンラインゲームカードの発行数量、実際に課金に使用された枚数、在庫として残っている枚数、オンラインゲームカードの額面、オンラインゲームカード発行期間中に得た収益を報告しなければならない。

オンラインゲームカードは、その機能からして、実質的に送金を行うことができ、マネーロンダリングにも使用することができる。そのため、規制を新設することで、オンラインゲームのサービスプロバイダーに一定の管理体制を構築させるとともに、当局による実体把握を容易にし、オンラインゲームカードを使用したマネーロンダリングを取り締まる狙いがあると考えられる。

## (5) データセンターサービスに関する新たなルールの導入

政令案第 3 版は、現在の政令 72 号には規定されていないデータセンターサービスについて

---

<sup>11</sup> オンラインゲームサービスプロバイダーが発行するカードで、当該プロバイダー又はグループ企業が提供するオンラインゲームサービス上での課金のために使用できるもの。

<sup>12</sup> 条文上は明確でないが、同じく内部規約を意味していると考えられる。ただし、記載すべき内容がより詳細に指定されている。

で新たな規制を導入している。すなわち政令案第 3 版は、データセンターサービスについて、サーバーレンタルサービス、データセンターにおける空間レンタルサービス<sup>13</sup>、データ保管空間レンタルサービス<sup>14</sup>及びクラウドコンピューティングサービスを含むと定義した上で、サービスプロバイダーが事業登録を行うための要件及び手続<sup>15</sup>を定めている。

ただ、政令案第 3 版の文言は不明確であり、当該規制が、ベトナムで設立・運営されているサービスプロバイダーにのみ適用されるのか、オフショアサービスプロバイダーにも適用されるのかは不明確である。特に顧客データの国外転送禁止については、オフショアサービスプロバイダーにのみ適用されるとすると、そもそも遵守が困難との状況が生じる一方で、国内のサービスプロバイダーのみに当該規制が適用されると解釈される場合でも、国内のサービスプロバイダーが競争上不利になるため、いずれにしても問題があると考えられる。

## 5 越境電子商取引に関する政令案（政令 No.52/2013/ND-CP 号の改正案）について

### (1) 概要

越境電子商取引に対する規制としては、現行の政令 No.52/2013/ND-CP 号（以下「政令 52 号」という。）が存在するところ、政令 52 号を改正、補足する政令 No.85/2021/ND-CP（以下「政令 85 号」という。）が 2021 年 9 月 25 日付で制定され、2022 年 1 月 1 日に施行予定となっている。

政令 52 号と比較した、政令 85 号の重要なポイントは以下のとおりである。

- ① ベトナムに拠点を持たない外国の電子商取引事業者について、Foreign Website Owners として規制を拡大・再構築した。
- ② ベトナムに拠点を持つ場合は、引き続き外資・ローカルともに同じ規制が適用されるが、自社の商品・サービス情報を掲載するだけのウェブサイトについては通知義務の対象外となる。
- ③ 第三者が開設したベトナムの規制に服する電子商取引ウェブサイト上で商品を提供・販売する外国企業（Foreign Sellers）に対する管理責任が加重される。
- ④ 電子商取引分野に外国投資家が投資する際の規制が強化される。

以下それぞれ解説する。

---

<sup>13</sup> いわゆるハウジングサービスを意味すると考えられる。

<sup>14</sup> いわゆるホスティングサービスを意味すると考えられる。

<sup>15</sup> サービスプロバイダーは、情報通信省のウェブサイトにおいてサービス提供のための登録を行うこと、ベトナムの顧客のデータをベトナムにおいて保存すること、サービス終了時に顧客のデータを 5 年間保持すること等。

## (2) Foreign Website Owners に対する規制

政令 52 号においては、ベトナムに拠点を有する場合、又はベトナムドメイン名の電子商取引ウェブサイトを持有する場合のみが規制対象とされ、ベトナム拠点又はベトナムドメイン名の電子商取引ウェブサイトを持たない外国法人及び外国人個人に対しては規制が課されていない。これに対して、政令 85 号では、Foreign Website Owners に対して適用があるものとされ、ベトナムに拠点を有していない場合でも、一定の規制の適用がある（政令 85 号 67 条 a）。

ここでいう Foreign Website Owners とは、以下の電子商取引ウェブサイトを持ち、当該ウェブサイトで第三者に商品・サービスの販促、販売等をさせ<sup>16</sup>、かつベトナム国内向けに電子商取引サービスを提供している、ベトナムに拠点をない外国法人及び外国人個人を意味する。

- ① ベトナムのドメイン名の電子商取引ウェブサイト
- ② ベトナム語で表示される電子商取引ウェブサイト
- ③ ベトナムからの取引が年間 10 万件以上ある電子商取引ウェブサイト

外国法人又は外国人個人が、Foreign Website Owners に該当する場合、当該法人又は個人は、以下の義務を負う。

- ① 電子商取引サービスを提供するウェブサイト開設の登録を行う義務
- ② ベトナムにおける駐在員事務所の設立又は授権代理人の任命を行う義務
- ③ 駐在員事務所、授権代理人に違法な取引の防止等をさせ、必要に応じてベトナム商工省に協力する義務
- ④ ベトナム商工省への運営状況の年次報告義務

## (3) ベトナム国内に設立され、拠点を持つ外国投資企業に対する規制

政令 52 号では、自社の商品・サービス情報を掲載するだけのウェブサイト（オンライン販売機能を持たないサイト。）であっても、ウェブサイトを開設する場合にはベトナム商工省にて通知義務が課されていた。しかし、政令 85 号では、かかる義務は廃止され、商品・サービス情報を掲載するだけのウェブサイトであれば、通知が不要となっている（ただし、他の規制は順守する必要がある。）。政令 52 号の下で通知義務を課されているウェブサイトの約半数は、単に情報を掲載するだけのウェブサイトであり、電子商取引ウェブサイトとしての規制の必要性が低いと判断されたことが背景にある。

他方、電子商取引ウェブサイトにて自社商品・サービスの販促、販売をする場合には、政令 52 号同様、引き続き現地企業と同じ規制が適用され、同ウェブサイト設立のベトナム

---

<sup>16</sup> 当該ウェブサイトで自社の商品・サービスの販売のみを行っている場合は、Foreign Website Owners に該当せず、規制の対象外となる。

商工省への通知が必要となるほか、電子商取引ウェブサイトにて第三者に商品・サービスの販促、販売等の商業活動をさせる場合には、ベトナム商工省で同ウェブサイト開設の登録が必要となる。

#### (4) Foreign Sellers に対する規制

ベトナムで自ら電子商取引ウェブサイトを運営する訳ではなく、単に他者が開設したベトナムの電子商取引ウェブサイトの商品・サービスを販売・提供するだけの Foreign Sellers については、政令 52 号の下では規制が存在しなかった。政令 85 号でも Foreign Sellers を直接の規制対象とはしていないが、Foreign Sellers が活動を行う、電子商取引プラットフォームを管理する企業、組織（プラットフォーマー）に対して以下の規制がかけられており、Foreign Sellers を当該プラットフォーマーの規制に従わせることで、電子商取引プラットフォーマーを通じた間接的な規制がかけられている（政令 85 号 67b 条）。

電子商取引プラットフォーマーが負う義務の内容は下記のとおりである。

- ① Foreign Sellers の身元確認の実施
- ② 以下のいずれかを行うこと
  - Foreign Sellers に対して、当局への輸出入権の登録、連絡先情報の登録、報告義務の履行等を要請すること
  - 買主との輸入委託契約の締結、買主のための輸入手続の実施
  - Foreign Sellers に対して、ベトナムにおける代理店の選定を要請すること

#### (5) 電子商取引分野に外国人投資家が投資する際の規制の強化

外国投資の質及び効率の向上、技術水準の向上、合併事業の促進、国内外の投資企業間の提携や技術移転の増加、並びにサイバーセキュリティに関する国防・安全保障の確保を目的として、政令 85 号では電子商取引事業を条件付投資分野に指定している（政令 85 号 67c 条）。同条によれば、電子商取引分野に投資を行う外国人投資家は、経済組織の設立、株式の購入又は出資のいずれかの投資形態をとる必要があり、BCC（Business Corporation Contract。法人を設立せずに複数当事者間で協働して事業を行うために締結する契約。）等、当局が捕捉、監理しにくい投資形態は禁止されている。

また、外国人投資家が商工省の発表するリスト（電子商取引の取引量、金額等を考慮に入れ、同分野の上位 5 社を選抜したもの。）に記載されたグループに属する企業のうち、1 社以上を「支配」することになる場合、投資及び事業の開始にあたり、公安省から国家安全保障に関する評価意見（投資の承認/非承認の意見をライセンス発行機関に伝えるもの。）を取得する必要があるとの規制が導入された。政令 52 号の下では、投資実行後に事業ライセンスを取得することが一般的な慣行であったが、政令 85 号の上記規制の下では、

該当する企業に投資を行う場合、事前に公安省からの意見の取得を含め、ライセンス取得の目途を付ける必要があるため、投資の実行が困難になったり、投資スケジュールに影響が出たりすることが予想される。

なお、上記の規制は中小企業の支援に関する法律に基づき、創造的中小企業への投資を行う場合には適用されない。

## 6 その他新しいデジタル技術に関する規制状況

### (1) 暗号資産

ベトナム法令上、暗号資産に関する法的枠組みはあまり整備されておらず、利用場面ごとに規制状況が混在している。現行法下で明確なのは、暗号資産を支払手段として用いることができないという点である。ベトナムにおいては、国家銀行法（No.46/2010/QH12）及び政令 No.101/2012/ND-CP 上、ベトナム中央銀行が発行した紙幣、貨幣、その他許可された支払手段<sup>17</sup>のみがベトナムの合法的な支払手段として認められており、これら以外の支払手段は違法なものとして禁止<sup>18</sup>されているところ、現状、暗号資産は当該支払手段に含まれていない。暗号資産が支払目的で使用できないという見解（ベトナム語）は、ベトナム中央銀行からも発表されている。また、政府は法令に反して暗号資産の売買、交換等のために銀行システムが使用されることを防ぐべく、各省庁に協力を呼び掛けており<sup>19</sup>、さらに暗号資産を支払手段又は通貨として発行、供給、使用することを禁止し、発行等した場合には、行政処分や刑事罰の対象になるとの見解を示している<sup>20</sup>。

他方、支払を目的としない暗号資産の発行、取引、交換等に対する直接的で明確な規制は存在せず、これらの目的での利用を規制するための当局も設けられていないのが実情である<sup>21</sup>。また、暗号資産の法的な位置付けは明確でなく、商品又はサービスとしての適格性がないとする商工省の非公式見解（ベトナム語）も出されており、法的に保護されない状態となっている。それにもかかわらず、投機対象として暗号資産を保有する事例も多数あり、政府による公的な調査はないため、確実な実態は不明だが、ベトナムの暗号資産普

<sup>17</sup> 小切手等。

<sup>18</sup> 暗号資産を支払手段として用いた場合、1億ドン（個人の違反者）、2億ドン（組織的違反の場合の違反者）を上限とする課徴金が課されるほか、違反によって得た利益を強制的に差し押さえられ、場合によっては刑事罰が科され得る。

<sup>19</sup> 2018年4月8日付政府決定 No.23/NQ-CP

<sup>20</sup> 2017年7月21日付オフィシャルレターNo.5747/NHNN-PC

<sup>21</sup> ベトナムにおいては、規制が存在しない分野については、基本的には外資、国内資本を問わず許可されており、実際に取締まりが行われるかはともかく、法的には運営ができないということが原則となる点に留意する必要がある。

及率は世界有数であるともいわれている。

しかし、このような暗号資産に対する規制のあり方は、特に犯罪抑止等の観点からは望ましい状態とは言えないため、政府は規制導入の検討を進めている。規制導入の一環として、2021年1月には、ベトナム国家銀行より、マネーロンダリング防止法（No.07/2012/QH13）の改正案が、パブリックコメントのために公表された。現行のマネーロンダリング防止法では、暗号資産や暗号資産を使用するサービスを捕捉できず、マネーロンダリングその他の犯罪に使用される危険性が高かったことから、同改正案では、暗号資産及び暗号資産サービス事業者に対して一定の報告義務を課すことが検討されている。また、政府の通知<sup>22</sup>や決定<sup>23</sup>でも暗号資産に対するマネーロンダリング規制の必要性が指摘され、ベトナム国家銀行によるマネーロンダリング防止法の推進が指示されている。

## (2) Fintech Sandbox

2021年9月6日、政府より決議 No.100/NQ-CP が発表され、2020年6月にパブリックコメントのために公表されていた Fintech Sandbox に関する法令案の施行に向けた作業を行い、2021年第4半期に関係大臣の意見を政府に提出することを目標とすることとされた。本来 Sandbox 制度とは、法規制が存在する分野におけるサービスについて、政府機関により課された一定の条件下で、限定的に規制を解除し、テスト的運用することを認める制度である。しかし、ベトナム版 Sandbox 制度とは、法規制が存在しない分野、サービスについて、政府機関により課された一定の条件下ではあるが、テスト的運用することを認める制度であり、他国の Sandbox 制度とは異なるものである点には注意が必要である。

現在公表されている Sandbox 制度への参加にあたっては首相が発行する同制度への参加登録証明書を取得しなければならず、参加登録証明書の取得にあたってはベトナム国家銀行により初期的審査がなされる。また、1年未満の延長がなされ得るものの、参加可能期間は原則1～2年とされている。

Fintech Sandbox 制度の対象となる適格サービスは一覧表の形で事前に決められており、代表的なものとしては以下のとおりである。

- ① 支払
- ② 金銭の貸借
- ③ P2P レンディング
- ④ オンライン身元確認

一覧表に記載のないサービスについては、その都度首相の承認を受けなければならない。承認にあたっては、ベトナム社会、経済に与える影響を勘案し適格性が決定される。

---

<sup>22</sup> 2021年10月27日付通知 No.286/TB-VPCP

<sup>23</sup> 2021年12月3日付決定 No.152/ND-CP

また、政令案における適格サービスの条件が下記のとおり定められており、これらはいずれも充足される必要がある。

- ① ベトナムの法律により禁止されていないサービス、団体であること
- ② サービスはベトナムで初めて適用されるものであり、かつ、ベトナムの利用者に利益をもたらすものであること
- ③ リスク軽減システムの整備等

## 7 総括

政令 85 号のように、内容が確定している新政令もある一方で、上記のとおり、多くの規制はまだ最終版が公表されていない段階であり、2022 年にも引き続き改正作業が進んでいくと考えられる。その中でも、特に内容が必ずしも合理的とはいえない規制や対象者に過剰な負担をかける規制については、本報告書で記載した内容から何らかの変更が生じる可能性がある。2022 年も引き続き、デジタル関連規制に注視していきたい。